

有明北地区（3区域西側）の土地利用方針の明確化について

1 趣旨

有明北地区の開発では、現在、2区域では共同住宅を中心に、また、3区域東側では教育施設の立地が進んでいる。

このような状況の中で、平成19年12月に「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」の一部見直しを行い、有明北地区の3区域西側については、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るなど居住、商業、業務機能が複合するにぎわいのある市街地の形成を目指した土地利用方針を定めたところである。

この3区域西側の土地利用方針は、幅広い機能を有しているものであるが、今後の開発に当たり、教育機能を追記することで方針の明確化を図り、有明北地区全体のよりよいまちづくりを更に推進していく。

2 内容

3区域西側の土地利用方針に、「教育機能」、「等」を追記し、明確化を図る。

具体的には、平成19年12月に定めた「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープランの一部見直し」3ページの3区域アの表記及び「同地区ガイドライン-改定-」11ページのウ3区域(ア)の表記を、下記新旧対照表のとおりとする。

3 新旧対照表

新
3区域西側は、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るとともに、多様な来街者が多く訪れる文化・レクリエーション機能や教育機能、商業機能を備えた魅力ある施設を誘導し、居住・商業・業務機能等が複合するにぎわいのある市街地として整備していく。
旧
3区域西側は、地区住民の生活を支える生活利便施設の立地を図るとともに、多様な来街者が多く訪れる文化・レクリエーション機能と商業機能を備えた魅力ある施設を誘導し、居住・商業・業務機能が複合するにぎわいのある市街地として整備していく。

● 有明北地区の土地利用

